



# 別紙

## 一般廃棄物収集運搬業許可に係る確認事項

一般廃棄物収集運搬業許可業者は、許可業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同条例施行規則その他関係法令等の規定を守り、かつ、市の指示に従い、次のことを厳守すること。

- 1 許可業者は、条例施行規則に基づき許可の有効期間の開始の日から6箇月、12箇月、18箇月及び24箇月を経過する日の属する月の翌月の末日までに業務実績の報告書を提出すること。  
(3月末、9月末までに半年間ごとの実績を提出すること。)
- 2 許可業者が取り扱う許可業務は、許可証の事業の範囲及び事業計画書の範囲の内容とする。
- 3 遵守義務については、従業員に徹底すること。
- 4 許可の更新を受けようとする場合は、許可の更新申請は、許可期限のおおむね3箇月前から1箇月前までに申請すること。
- 5 災害等の理由により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分の必要が生じた際にできる限り本市に協力できること。
- 6 収集運搬に当たっては、他市町村の廃棄物と混在させないこと。
- 7 城南衛生管理組合の受入基準を遵守すること。
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定に違反した場合は、許可を取消し又は事業の停止を市が行う。
- 9 市民等からの依頼に基づいて、一般廃棄物を収集運搬する場合は、従前どおり委任状が必要であること。
- 10 許可の基準は規則に規定していますが、次回の許可の更新に当たっては、「城陽市の収集運搬の実績」が許可期間の2年の間がない場合は、許可の更新はできませんのでご注意願います。
- 11 城陽市の実績がない場合について、城南衛生管理組合管内の宇治市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町のいずれかの市町の許可を取得している事業者は、積卸しのみ的一般廃棄物運搬業のみの許可の申請はできます。